

第8節 技術・家庭

1 改訂の趣旨及び要点

(1) 改訂の趣旨

【技術分野】高度化、システム化された技術に支えられた社会を生きる国民には、技術が生活や社会、環境等に与える影響を評価し、活用の仕方を考えるなど、適切な技術の発達を主体的に支えることのできる資質・能力が必要となる。また、我が国が科学技術創造立国として世界の産業をリードするためには、義務教育段階においても、技術革新を牽引する素地となる資質・能力の育成も必要となる。

【家庭分野】家庭分野の学習は、普段の生活や社会に出て役立つ、将来生きていく上で重要であるなど、生徒の学習への関心や有用感が高いなどの成果が見られる。一方、家庭生活や社会環境の変化によって家庭や地域の教育機能の低下等も指摘される中、家族の一員として協力することへの関心が低いこと、家族や地域の人々と関わること、家庭での実践や社会に参画することが十分ではないことなどに課題が見られる。また、家族・家庭生活の多様化や消費生活の変化等に加えて、グローバル化や少子高齢社会の進展、持続可能な社会の構築等、今後の社会の急激な変化に主体的に対応することが求められている。

(2) 改訂の要点

【技術分野】技術の発達を主体的に支え、技術革新を牽引することができるよう、技術を評価、選択、管理・運用、改良、応用することによって、よりよい生活や持続可能な社会を構築する資質・能力の育成をより一層重視される。

【家庭分野】目標とする資質・能力については、実践的・体験的な活動を通して、家族・家庭、衣食住、消費や環境等についての科学的な理解を図り、それらに係る技能を身に付けるとともに、生活の中から問題を見いだして課題を設定しそれを解決する力や、よりよい生活の実現に向けて、生活を工夫し創造しようとする態度等を育成することを基本的な考え方とする。

2 目標及び内容

(1) 目 標

【技術分野】技術の見方・考え方を働かせ、ものづくりなどの技術に関する実践的・体験的な活動を通して、技術によってよりよい生活や持続可能な社会を構築する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- ① 生活や社会で利用されている材料、加工、生物育成、エネルギー変換及び情報の技術についての基礎的な理解を図るとともに、それらに係る技能を身に付け、技術と生活や社会、環境との関わりについて理解を深める。
- ② 生活や社会の中から技術に関わる問題を見いだして課題を設定し、解決策を構想し、製作図等に表現し、試作等を通じて具体化し、実践を評価・改善するなど、課題を解決する力を養う。
- ③ よりよい生活の実現や持続可能な社会の構築に向けて、適切かつ誠実に技術を工夫し創造しようとする実践的な態度を養う。

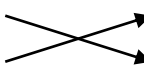
【家庭分野】生活の営みに係る見方・考え方を働かせ、衣食住などに関する実践的・体験的な活動を通して、よりよい生活の実現に向けて、生活を工夫し創造する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- ① 家族・家庭の機能について理解を深め、家族・家庭、衣食住、消費や環境などについて、生活の自立に必要な基礎的な理解を図るとともに、それらに係る技能を身に付けるようにする。
- ② 家族・家庭や地域における生活の中から問題を見いだして課題を設定し、解決策を構想し、実践を評価・改善し、考察したことを論理的に表現するなど、これからの生活を展望して課題を解決する力を養う。
- ③ 自分と家族、家庭生活と地域との関わりを考え、家族や地域の人々と協働し、よりよい生活の実現に向けて、生活を工夫し創造しようとする実践的な態度を養う。

(2) 内 容

【技術分野】

ア 内容構成の改善

(旧) A 材料と加工に関する技術		(新) A 材料と加工の技術
B エネルギー変換に関する技術		B 生物育成の技術
C 生物育成に関する技術		C エネルギー変換の技術
D 情報に関する技術		D 情報の技術

※小学校理科では電圧を学習しないため、中学校理科の学習時期を考慮し入れ替えた。

イ 技術の見方・考え方

生活や社会における事象を、技術との関わりの方見で捉え、社会からの要求、安全性、環境負荷や経済性等に着目して技術を最適化する。

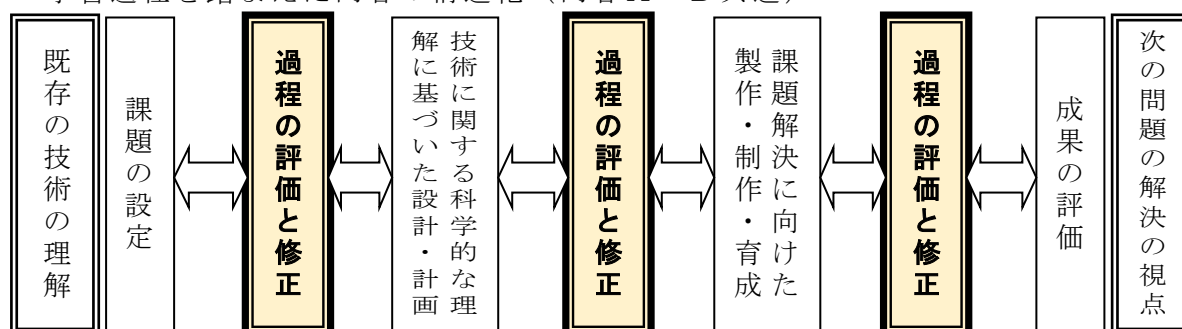
ウ 技術分野の目指す資質・能力を育むための学習過程

(ア) 目指す資質・能力は、単に何かをつくるという活動では育成できない。技術の見方・考え方を働かせつつ、生活や社会における技術に関わる問題を見いだして課題を設定し、解決策が最適なものとなるよう設計・計画し、製作・制作・育成を行い、その解決結果や解決過程を評価・改善するという活動の中で効果的に育成できる。

(イ) 技術の見方・考え方に気付く、設計・計画、製作・制作・育成するための知識・技能の習得が必要である。

(ウ) 技術分野の学びを、次の社会につなげることが必要である。

エ 学習過程を踏まえた内容の構造化（内容A～D共通）



オ その他

(7) 第3学年で取り上げる内容では、これまでの学習（内容A～Dのうち3つを指導した上で）を踏まえた統合的な問題について扱う。

【家庭分野】

ア 内容構成の改善

(7) 今回の改訂では、小・中・高等学校の内容の系統性を明確にし、各内容の接続が見えるように、小・中学校においては、従前のA、B、C、Dの四つの内容を「A家族・家庭生活」、「B衣食住の生活」、「C消費生活・環境」の三つの内容とする。

(旧) A	家族・家庭と子どもの成長	(新) A	家族・家庭生活
B	食生活と自立	B	衣食住の生活
C	衣生活・住生活の自立	C	消費生活・環境
D	身近な消費生活と環境		

(イ) これらの三つの内容は、空間軸と時間軸の視点から学校段階別に学習対象を整理している。中学校における空間軸の視点は、主に家庭と地域、時間軸の視点は、主にこれからの生活を展望した現在の生活である。

イ 生活の営みに係る見方・考え方

家族や家庭、衣食住、消費や環境などに係る生活事象を、協力・協働、健康・快適・安全、生活文化の継承・創造、持続可能な社会の構築等の視点で捉え、よりよい生活を営むために工夫することを目指す。

ウ 家庭分野の目指す資質・能力を育むための学習過程

資質・能力を育成する学習過程を踏まえ、各項目は、原則として「知識及び技能」の習得と、「思考力、判断力、表現力等」の育成に関する二つの指導事項で構成している。

エ 履修方法の改善

(7) 「A家族・家庭生活」の「(1)自分の成長と家族・家庭生活」については、小学校家庭科の学習を踏まえ、家族・家庭の機能について扱うとともに、中学校における学習の見通しを立てさせるためのガイダンスとして、第1学年の最初に履修させる。

(イ) 「A(4)家族・家庭生活についての課題と実践」「B(7)衣食住の生活についての課題と実践」「C(3)消費生活・環境についての課題と実践」は、これらの三項目のうち、一以上を選択して履修させる。

オ その他

(7) 家族・家庭の機能をAの(1)「自分の成長と家族・家庭生活」に位置付け、各内容と関連を図るとともに、生活の営みに係る見方・考え方とも関連付けるなど、内容の改善を図る。

a 少子高齢社会の進展に対応して、家族や地域の人々とよりよく関わる力を育成するために、「A家族・家庭生活」においては、幼児との触れ合い体験などを一層重視するとともに、高齢者など地域の人々と協働することに関する内容

を新設している。

- b 習得した知識及び技能などを実生活で活用するために、「生活の課題と実践」については、A、B、Cの各内容に位置付け、他の内容との関連を図り、実践的な活動を家庭や地域などで行う。

3 指導計画の作成と内容の取扱い

- (1) 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

技術・家庭科の授業時数は、第1学年70単位時間、第2学年70単位時間、第3学年35単位時間とする。

ア 題材など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにする。

その際、生活の営みに係る見方・考え方や技術の見方・考え方を働かせ、知識を相互に関連付けてより深く理解するとともに、生活や社会の中から問題を見いだして解決策を構想し、実践を評価・改善して、新たな課題の解決に向かう過程を重視した学習の充実を図る。

イ 技術分野及び家庭分野の授業時数については、3学年間を見通した全体的な指導計画に基づき、いずれかの分野に偏ることなく配当して履修させる。その際、各学年において、技術分野及び家庭分野のいずれも履修させる。

家庭分野の内容の「A家族・家庭生活」の(4)、「B衣食住の生活」の(7)及び「C消費生活・環境」の(3)については、これら三項目のうち、一以上を選択し履修させる。その際、他の内容と関連を図り、実践的な活動を家庭や地域などで行うことができるよう配慮する。

ウ 技術分野の内容の「A材料と加工の技術」から「D情報の技術」まで、及び家庭分野の内容の「A家族・家庭生活」から「C消費生活・環境」までの各項目に配当する授業時数及び各項目の履修学年については、生徒や学校、地域の実態等に応じて、各学校において適切に定める。その際、家庭分野の内容の「A家族・家庭生活」の(1)については、小学校家庭科の学習を踏まえ、中学校における学習の見通しを立てさせるために、第1学年の最初に履修させる。

エ 各項目及び各項目に示す事項については、相互に有機的な関連を図り、総合的に展開されるよう適切な題材を設定して計画を作成する。その際、生徒や学校、地域の実態を的確に捉え、指導の効果を高めるようにする。また、小学校における学習を踏まえるとともに、高等学校における学習を見据え、他教科等との関連を明確にして系統的・発展的に指導ができるようにする。さらに、持続可能な開発のための教育を推進する視点から他教科等との連携も図る。

オ 障がいのある生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行う。

カ 第1章総則の第1の2の(2)に示す道德教育の目標に基づき、道德科などとの関連を考慮しながら、第3章特別の教科道德の第2に示す内容について、技術・家庭科の特質に応じて適切な指導をする。

(2) 内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

各内容の取扱いのアは知識・技能、イは思考力・判断力・表現力、ウは学びに向かう力、人間性等を示す。ただし、ウ学びに向かう力、人間性等は指導事項として示さず、分野目標(3)に示された態度等の育成をめざして学校で設定する。

ア 指導に当たっては、衣食住やものづくりなどに関する実習等の結果を整理し考察する学習活動や、生活や社会における課題を解決するために言葉や図表、概念などを用いて考えたり、説明したりするなどの学習活動の充実を図る。

イ 指導に当たっては、コンピュータや情報通信ネットワークを積極的に活用して、実習等における情報の収集・整理や、実践結果の発表などを行うことができるように工夫する。

ウ 基礎的・基本的な知識及び技能を習得し、基本的な概念などの理解を深めるとともに、仕事の楽しさや完成の喜びを体得させるよう、実践的・体験的な活動を充実する。また、生徒のキャリア発達を踏まえて学習内容と将来の職業の選択や生き方との関わりについても扱う。

エ 資質・能力の育成を図り、一人一人の個性を生かし伸ばすよう、生徒の興味・関心を踏まえた学習課題の設定、技能の習得状況に応じた少人数指導や教材・教具の工夫など個に応じた指導の充実に努める。

オ 生徒が、学習した知識及び技能を生活に活用したり、生活や社会の変化に対応したりすることができるよう、生活や社会の中から問題を見いだして課題を設定し解決する学習活動を充実するとともに、家庭や地域社会、企業などとの連携を図るよう配慮する。

4 移行措置の内容

平成 33 年度に全面実施となる。平成 33 年度の 3 年生からは新学習指導要領で履修するために、平成 31 年度の 1 年生から新学習指導要領での指導を計画的に進める。その際に、題材・指導方法等の検討や必要な教材・教具の準備が必要となる。

〔参考〕 ● 完全実施

	第1学年	第2学年	第3学年
平成 30 年度	△	△	△
平成 31 年度	○	△	△
平成 32 年度	○	○	△
平成 33 年度	●	●	●

△ 現行中学校学習指導要領の内容で指導することになるが、全部又は一部について新学習指導要領の内容を指導することができる。

○ 卒業までに新中学校指導要領の内容を全ての生徒に履修させるように、3年間を見通した全体的な指導計画を作成する。また、「技術分野」と「家庭分野」に充てる授業時数については、いずれかに偏ることなく配当して履修させるように配慮する。

5 移行措置期間中の留意事項

現行の中学校技術・家庭科の教科書を使って指導する場合

【技術分野】

(1) 内容 A (2) 主として等角図・第三角法（キャビネット図を除く）による作図は履修

可能である。構想の表示方法は、CAD等による表示といった発展性や、教科における様々な立体物の表示・表現方法との関連に配慮する。

(2) 内容B(1)作物の栽培、動物の飼育、水産生物の栽培をいずれも扱うことは、現行の教科書で履修可能である。ただし、内2つは実際に育てる必要はない。

(3) 内容D(1)情報セキュリティ・サイバーセキュリティなどは、関係省庁が作成している資料等を補助教材として活用する。

補助教材の例：内閣サイバーセキュリティセンター作成の「ネットワークビギナーのための情報セキュリティハンドブック」

(4) 内容D(2)「コンテンツのプログラミング」は、扱う言語やネットワークの整備が必要となる。例として、パソコン教室等のネットワーク（有線・Wi-Fi・Bluetooth等）で、2台のパソコンをつなぐ等、平成33年度の3年生が使えるよう整備する。

(5) 内容D(3)「計測・制御システムを構想」が追加になり、現在導入済みの計測・制御機器が対応状況を確認し計画的に整備する。また、内容D(2)(3)を同一言語で実施する場合、ソフトウェアや機器の入替も検討が必要となる。

【家庭分野】

(1) 平成30年度から平成32年度までの第1学年から第3学年までの家庭分野の指導に当たっては、現行中学校学習指導要領 家庭分野の内容にかかわらず、その全部又は一部について新中学校学習指導要領 家庭分野の内容により指導することができる。

6 特に配慮すべき事項

【技術分野】

(1) 内容A(2)作業内容に応じて、皮膚を露出しない作業着などを着用させたり、防護眼鏡、防塵マスク、手袋などの適切な保護具を着けさせたりする。また、必要に応じて機器に集塵機を取り付けるなど、衛生にも配慮する。

(2) 内容B(2)固有の動植物など、地域に既存の生態系に影響を及ぼす可能性のある外来の生物等を取扱う場合には、実習中のみならず、学習後についても十分配慮する。

(3) 内容C(1)実際に使用する電気機器や機械製品の保守点検は、製造者の認める範囲で行わせることとし、安全に十分配慮する。

(4) 内容C(2)作業内容に応じて防護眼鏡やマスク、帽子、手袋などを着用させ、怪我や火傷、感電等の事故の防止に努めるとともに、作業後にうがいや手洗いを実施するなど、衛生にも十分配慮する。

(5) 内容D(1)情報モラルは、授業時数の関係で、「ネット依存」など、科学的な根拠に基づいた内容に限定して取り扱う。

(6) 内容D(2)(3)課題の解決策を構想する際には、自分の考えを整理し、よりよい発想を生み出せるよう、アクティビティ図のような統一モデリング言語等を適切に用いることについて指導する。

【家庭分野】

(1) 各内容A、B、Cにおいて「生活の課題と実践」の項目については、履修する内容を学習した後に履修させる場合や、学習する途中で、「生活の課題と実践」を組み合わせる履修させる場合が考えられる。いずれの場合にも他の内容と関連を図り、3学

年間で一以上選択して履修できるよう、生徒及び学校、地域の実態に応じて、系統的な指導計画とする。

- (2) 「生活の課題と実践」の履修の時期については、全ての生徒が履修する内容との組合せ方により、学期中のある時期に集中させて実施したり、特定の期間を設けて継続的に実施したり、長期休業を活用して実施したりするなどの方法が考えられる。いずれの場合も、生徒が生活の課題を具体的に解決できる取組となるように、学習の時期を考慮し効果的に実施できるようにする。
- (3) 幼児や高齢者と関わるなど校外での学習について、事故の防止策及び事故発生時の対応策等を綿密に計画するとともに、相手に対する配慮にも十分留意する。
- (4) 食品を扱う場面では、エプロンや三角巾を着用させて、清潔を保つようにするとともに、手洗いを励行させるなど衛生面に配慮し指導する。また、食物アレルギーにも配慮する。